



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第 4 1 5 0 号 平成 2 9 年 6 月 2 6 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 2	保安林の指定を解除する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
3 8 3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	公安委員会

### 【公告】

番 号	表 題	担当課名
	平成 2 8 年度徳島県市町村職員共済組合決算要旨	地方創生局 市町村課

### 【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 0	徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	

### 【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
1 2	定期監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
海部郡海陽町櫛川字馬場二五の一〇三、二五の一〇八から二五の一〇一まで、二五の一三、二五の一四、二五の一六、二五の一七、二五の一八、二五の一〇、二五の一四、二五の一五、二五の一七
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

徳島県告示第三百八十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年六月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名  
IPR形移動無線機
- 2 購入物品等の特質等  
仕様書による。
- 3 購入物品等の数量  
仕様書による。
- 4 納入期限  
平成三十年三月二十日（火曜日）
- 5 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 3 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先  
徳島市万代町二丁目五番地一  
徳島県警察本部警務部会計課調度担当（電話 八八 六二二 三二〇一）

四 入札手続等

- 1 入札説明書等の交付期間  
平成二十九年六月二十六日（月曜日）から同年八月四日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
- 2 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時  
平成二十九年八月二十三日（水曜日）午前十時
  - (二) 場所  
徳島市万代町二丁目五番地一  
徳島県警察本部聴聞室
  - (三) 入札書の提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、3の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）
- 3 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先  
受領期限  
（一）平成二十九年八月二十二日（火曜日）午後五時  
宛先  
（二）郵便番号七七 八五一  
徳島市万代町二丁目五番地一  
徳島県警察本部警務部会計課調度担当

#### 4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 7 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該

入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

9 契約書の作成の要否  
要

10 その他

詳細は、入札説明書による。

## 五 Summary

1 Net ure and Quant ity

Int egr at ed Poli ce Radi o Møbi le Communi cati on System

2 Time Limit of Tender

10:00 a.m on August 23, 2017

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510

Phone: 088-622-3101

徳島県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。  
平成29年6月26日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、徳島県市町村職員共済組合の平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年6月26日

徳島県市町村職員共済組合  
理事長 坂 口 博 文

損益計算書の要旨

(単位：円)

経理区分		短期経理	厚生年金 保険経理	退職等年金経理	経過の長期経理	経過の長期 預託金管理経理	業務経理	保健経理	宿泊経理	貯金経理	貸付経理	物資経理
収 入	負担金	2,519,288,615	5,205,760,687	395,734,363	91,225,202	0	102,829,700	127,788,645	0	0	0	0
	公的負担金	16,754,265	2,011,994,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護負担金	223,772,147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料	2,574,686,821	4,603,631,867	395,735,991	0	0	0	96,025,935	0	0	0	0
	介護掛金	231,401,357	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会交付金	342,340,846	0	0	0	0	50,730,027	369,507	0	0	0	0
	施設収入・商品売上・商品販売益	0	0	0	0	0	0	0	252,008,779	0	0	8,482,224
	運用収入	159,171	0	0	0	34,714,317	3,001	47,636	47,658	574,821,750	169	6,519
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55,609,329	0
	その他の収入	5,134,962	0	0	0	0	113,010	26,065	77,812,481	2,285,330	0	12,199,440
	他経理から繰入	0	0	0	0	0	18,724,160	0	60,369,507	0	0	0
	前年度支払準備金	452,918,633	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	6,366,456,817	11,821,387,321	791,470,354	91,225,202	34,714,317	172,399,898	224,257,788	390,238,425	577,107,080	55,609,498	20,688,183
支 出	給付金	3,051,574,960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	役職員給与	0	0	0	0	0	74,074,579	7,952,876	0	59,166,644	7,459,439	5,321,587
	厚生費・旅費・事務費	0	0	0	0	0	9,364,565	2,938,438	2,386,629	10,637,259	1,494,909	990,504
	厚生費(事業費)	0	0	0	0	0	0	208,117,780	0	0	0	0
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	1,533,108	0	0	7,619,490
	飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	52,659,015	0	0	0
	委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	5,732,368	4,554,751	207,313,528	1,679,970	745,264	758,321
	支払利息	0	0	0	0	34,714,317	0	0	0	396,185,567	34,713,654	0
	負担金払込金	0	7,217,755,454	395,734,363	91,225,202	0	0	0	0	0	0	0
	掛金払込金・組合員保険料払込金	0	4,603,631,867	395,735,991	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会払込金	70,662,019	0	0	0	0	0	0	0	0	2,784,337	0
	連合会分担金・連合会拠出金	255,081,504	0	0	0	0	6,670,482	2,305,928	0	0	0	0
	事務費負担金払込金	0	0	0	0	0	45,055,300	0	0	0	0	0
	前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・病床転換支援金	2,288,741,061	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人保健拠出金・退職者給付拠出金	63,815,156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護納付金	448,494,439	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入	18,724,160	0	0	0	0	0	369,507	0	60,000,000	0	0	
その他の支出	33,796,643	0	0	0	0	28,058,124	20,790,971	104,629,205	32,674,540	6,101,860	3,987,436	
次年度支払準備金	472,975,719	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	6,703,865,661	11,821,387,321	791,470,354	91,225,202	34,714,317	168,955,418	247,030,251	368,521,485	560,343,980	53,299,463	18,677,338	
差引当期短期利益金又は当期短期損失金( )	343,803,456	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引当期介護利益金又は当期介護損失金( )	6,394,612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引当期利益金又は当期損失金( )	337,408,844	0	0	0	0	3,444,480	22,772,463	21,716,940	16,763,100	2,310,035	2,010,845	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,285,984,315	710,163,078	49,702,484	631,212	75,559,611	45,637,870	352,051,523	401,261,563	8,497,837,108	46,825,088	72,248,211
	固定資産	0	0	0	0	1,290,000,000	8,859,811	8,029,159	867,297,956	35,639,597,331	1,926,433,720	10,200,823
	繰延資産	0	0	0	0	0	602,500	1,481,345	2,868,959	1,166,096	197,094	120,094
資 産 合 計		1,285,984,315	710,163,078	49,702,484	631,212	1,365,559,611	55,100,181	361,562,027	1,271,428,478	44,138,600,535	1,973,455,902	82,569,128
負 債	流動負債	12,833,478	710,163,078	49,702,484	631,212	0	1,093,645	10,734,191	64,179,374	36,460,382,888	118,038	17,244,785
	固定負債	472,975,719	0	0	0	1,365,559,611	9,536,612	9,155,750	0	28,839,660	1,329,243,862	3,394,268
	負債合計	485,809,197	710,163,078	49,702,484	631,212	1,365,559,611	10,630,257	19,889,941	64,179,374	36,489,222,548	1,329,361,900	20,639,053
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	206,491,701	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金( )	800,175,118	0	0	0	0	44,469,924	341,672,086	1,000,757,403	7,649,377,987	644,094,002	61,930,075
	純資産合計	800,175,118	0	0	0	0	44,469,924	341,672,086	1,207,249,104	7,649,377,987	644,094,002	61,930,075
負債・純資産合計		1,285,984,315	710,163,078	49,702,484	631,212	1,365,559,611	55,100,181	361,562,027	1,271,428,478	44,138,600,535	1,973,455,902	82,569,128

徳島県企業管理規程第十号

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日

徳島県企業局長 小 原 直 樹

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

徳島県企業局電気工作物保安規程（平成十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

目次第七章「法定自主検査（第二十条・第二十一条）」を「法定自主検査等（第二十条・第二十一条）」に改める。

第四条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 電気工作物のうち発電所を管理する事業場（以下「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下「統括事業場」という。）は、別表第二に掲げるとおりとする。

第七章「法定自主検査」を「法定自主検査等」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（使用前自己確認）

第二十二条 法令に基づき使用前自己確認については、主任技術者の監督のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。

2 前項の結果の記録は、使用前自己確認を行った後、5年間保存しなければならない。

別表第二を第三、第三を第四、第四を第五とし、第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

統括事業場（電気主任技術者に係る）

統括事業場	被統括事業場
総合管理事務所（水力統括）	坂州発電所
	日野谷発電所
	三口発電所
	勝浦発電所
総合管理事務所（太陽光統括）	マリンピア沖洲太陽光発電所
	和田島太陽光発電所

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県企業局電気工作物保安規程の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月26日

徳島県監査委員 稲田米昭  
同 矢田佳穂  
同 井関一  
同 須見春  
同 白木仁夫

監査結果の公表年月日	平成29年2月8日																	
監査の結果			講じた措置															
<p>収入で未収となっているもの</p>	<p>&lt;西部総合県民局企画振興部 美馬庁舎 三好庁舎 &gt; 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 794 965 962"> <tr> <td>平成27年度決算額</td> <td>70,915,336円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度決算額</td> <td>99,206,013円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>28,290,677円</td> </tr> </table> <p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 1043 965 1211"> <tr> <td>平成27年度決算額</td> <td>6,589,808円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度決算額</td> <td>6,517,700円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>72,108円</td> </tr> </table>		平成27年度決算額	70,915,336円	平成26年度決算額	99,206,013円	増減額	28,290,677円	平成27年度決算額	6,589,808円	平成26年度決算額	6,517,700円	増減額	72,108円	<p>滞納となった県税については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>平成27年度の「県税」の収入未済額は，70,915,336円であり，税目別では，市町が賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の83.9%，自動車税が11.9%となっており，この2税目で県税収入未済額全体の95.8%を占める状況である。</p> <p>〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 59,463,260円 （対前年度比 25,811,566円） 「自動車税」の収入未済額 8,459,512円 （対前年度比 2,345,044円）</p> <p>また，「税外収入」の収入未済額は，6,589,808円であり，前年度より72,108円増加している。</p> <p>このため，個人県民税の収入確保への取組として，地方税法第48条の規定に基づき，住民税の徴収権を管内1市2町から一部引継ぎ，県が直接徴収を行っているところである。</p> <p>また，11月から12月にかけての「県下一斉徴収強化月間」では，県と市町の連名による「共同催告」を実施し，管内市町と連携して新規滞納の抑制を図った。</p> <p>自動車税については，滞納件数が多く，早期の処理が求められることから，地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに，西部総合県民局企画振興部県税担当が一体となって，積極的な納税交渉や効果的な調査を行い，厳正な滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>その他の税目についても，定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し，滞納整理の進捗状況と今後の滞納整理方針について協議，また，7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め，差押などの積極的な滞納処分により集中的な滞納整理に取り組んだところである。</p> <p>これらの取組から平成27年度決算における収入未済額77,505,144円</p>			
平成27年度決算額	70,915,336円																	
平成26年度決算額	99,206,013円																	
増減額	28,290,677円																	
平成27年度決算額	6,589,808円																	
平成26年度決算額	6,517,700円																	
増減額	72,108円																	



が平成29年3月31日現在45,432,709円となり、32,072,435円減少した。  
 今後も、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。  
 また、個人県民税については、市町との連携を密にし徴収支援の充実に努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >  
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	17,966,451円
平成26年度決算額	16,436,448円
増 減 額	1,530,003円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	8,359,423円
平成26年度決算額	9,125,449円
増 減 額	776,026円

- 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況  
 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。  
 平成27年度収入未済額1,986,960円は、債務者1件、生活困窮世帯の収入未済額である。平成29年3月31日現在までに未済額の収納には至っていないが、定期的な家庭訪問などを通じて、世帯の状況を把握しながら早期納入を求めているところである。  
 また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生未然防止と早期発見に努めている。  
 今後とも、収納にあたっては、債務者の生活状況の実態を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うなど、収入確保に努めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生防止に努めたい。
- 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況  
 「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。  
 債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。  
 また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、新たな重点的な取組みとして、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めた。  
 このような取組の結果、平成27年度決算額で15,979,491円であった収入未済額が、平成29年3月31日現在13,589,212円となり、2,390,279円減少した。  
 一方、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世界帯に対

し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名させることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、未収金発生抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、定期的に「債権管理検討会議」を開催し、個々の債務者の状況に応じた対応策を検討するとともに、「債権回収強化期間」（11月）には、長期滞納者を中心に重点的な返済指導を行うなど、未収金の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

### 3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期未納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、償還指導の強化期間を設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組の結果、平成27年度決算額で8,359,423円であった収入未済額が平成29年3月31日現在7,546,370円となり、813,053円減少した。

一方、未収金の新たな発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、未収金の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の利用を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

監査結果の公表年月日	平成29年3月10日		
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置	
<p>契約事務で適切でないもの</p>	<p>&lt;城南高等学校&gt;          一般ゴミ回収処理業務契約について、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、本来は競争入札により事業者を決定すべきところ、組織的確認の不徹底等により随意契約をしていた当該事案について、担当内での情報共有と、県契約事務規則等に沿った適正な事務の遂行について周知徹底を図った。</p> <p>また、研修等による会計事務に関する知識習得の促進に取り組むとともに、事務処理に関するチェックリストを用いることにより、担当者段階での要件適合の確認と、決裁時における組織的確認の強化を図った。</p> <p>今後とも、職員の事務処理能力の向上や組織的確認の徹底を図ることで、適正な事務の遂行に努めたい。</p>	